

「高浜原発再稼働判決」

2015年12月26日

福井地裁の林潤裁判長は24日、関西電力高浜原発3、4号機の運転を差し止めた4月の仮処分決定を取り消し、原子力規制委員会の新基準について「合理性がある」という判決を下した。判決の骨子は、基準地震動は余裕があり、施設の安全は確保されている。再稼働しても、住民の人格権が侵害される具体的危険性は認められない。大飯原発3、4号機の再稼働は差し迫っておらず、仮処分判断の必要性はないとしている。過酷事故の可能性が全く否定されるものではないとも言っているが、裁判所の責任転嫁であろう。国民の過半数が「原発ゼロ」を求めているのに、残念な判決であった。

同じ福井地裁で2015年4月14日、樋口英明裁判長は、関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを求めた訴訟で、「被告は大飯原発3、4号機の原子炉を運転してはならない」と判決した。大飯裁判は、耐震性に関する「基準地振動」が争点になったが、危険性を否定できないと「安全神話」を打ち消し、仮処分の判決が下った。樋口判決は、憲法25条の「[生存権、国の生存権保護義務]すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を根拠にし、「(住民が)生命を守り生活を維持する人格権の根幹を具体的に侵害するおそれがある」と明確な「ノー」を表明した。更に「福島原発事故後、(司法が)判断を避けることは、裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するにも等しい」と、事故後の司法の姿勢の転換を促す言葉も語っていた。憲法の理念に基づき「原発より個人の命が優先する」という高い倫理性を持ち、司法の使命に立脚する歴史的な判決であった。判決を聞いて、原発行政が変わると喜んだ。

鹿児島地裁で2015年4月22日、前田郁勝裁判長は、九州電力川内原発の再稼働差し止めを求めた仮処分申し立てに対し、鹿児島の火山活動が争点になったが、川内原発を「最新で科学的」に「安全」とし、却下する判決をした。樋口判決の真逆の判決を下した訳である。脱原発弁護団全国連絡会議、共同代表の河合弘之氏と海渡雄一氏は「人権の砦として国民の人格権を守るという司法の責務を負いながら、数々の電力会社と国の説明の不合理さを認識しながら、再稼働を認めないという司法判断を示すことができなかった裁判官に対して、その行政への迎合と臆病な態度を、我々は強く非難しなければならない」と激しい抗議声明を出した。

今回の高浜裁判は、多くの人々の関心を集めていたが、樋口判決を覆すものとなった。「安全神話」が甦った感がある。司法は相変わらず、国民ではなく、政府・行政を向いているとしか思えない。福島原発事故の被災者たちは「福島を忘れたのか」と怒っている。

原発再稼働を推進しようとする人々は、安定した電力供給ができると言うが、原発ゼロでも、電力は足り続けてきた。原発は他の電力源より安価であると言うが、今や、その理屈は通用しなくなっている。確かに、二酸化炭素の排出は少ないだろうが、核廃棄物の処理問題は全く見通せていない。除染した低濃度のものさえ、行き場がない状態である。

安倍首相は、事故が起こった場合「責任を持つ」と言っているが、その言葉を信じる人はいないであろう。人間が操作し、また、自然の力は量り知れない。事故は起こり得ると考えるのは当然である。事故が起きた時、人間と環境に対するダメージは未曾有のものとなる。核は人間の科学では制御できないものであることを認めるべきではないか。

原発推進は、経済問題であることは明らかである。今が良ければよしとするのではなく、歴史の将来に展望を持ち、未来の世界に対する責任としての「倫理、理念」の問題である。